

告 示

埼玉県告示第千百九十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定及び同法第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の土地改良事業（維持管理事業）計画の変更及び当該計画の変更に伴う定款の変更を平成二十七年十月十五日認可した。

平成二十七年十月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

金屋土地改良区

二 事務所の所在地

本庄市